重要事項説明書　指定介護老人福祉施設

介護保険指定　岐阜市指定　第２１７０１００３０５号

当事業所は、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

１　事業者

⑴　法人名　　社会福祉法人岐協福祉会
⑵　法人の所在地　　岐阜市大洞３丁目３－１
⑶　電話番号　　０５８－２４１－７６７６
⑷　代表者氏名　　理事長　林　　直　康
⑸　設立年月日　　平成３年９月１１日

２　ご利用施設

⑴　施設の種類　指定介護老人福祉施設　　平成１２年２月２８日指定（岐阜県）
⑵　事業の目的

指定介護老人福祉施設サービスの適正な運営を確保するとともに、要介護状態等にある高齢者に対し、適切に施設サービスの提供することを目的とする。

⑶　施設の名称　　特別養護老人ホーム大洞岐協苑
⑷　事業所の所在地　岐阜市大洞３丁目３－１
⑸　電話番号　　０５８－２４１－７６７６
⑹　管理者　　長谷部　博
⑺　当事業の運営方針

介護状態等となった高齢者等が可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の提供その他の日常の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、契約者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助するものとします。

⑻　開設年月日　　平成５年４月１日
⑼　利用定員　　１００名

３　居室の概要

⑴　居室等の概要

当施設では、次のとおり居室・設備を用意しています。

居室	１階	２階
個室	－	１０室
２人部屋	５室	６室
４人部屋	１２室	５室

食堂	１室	１室
機能訓練室	１室	（マイクロ波治療器、セレクトローラー、歩行器、マッサージ機、ウォーターベッド、平行棒等）
浴室	２室	一般浴室、特殊浴室（ストレッチャー浴・車椅子浴）
医務室	１室	

上記の設備は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。居室の利用にあたっては、利用料として後記の６(2)に定める自己負担額を負担していただきます。

☆　契約者の居室は、契約者又はその家族等の希望と空き居室の状況等により事業者が決定します。また、ご契約者の心身の状況及び他の利用者等により居室を変更することがあります。

☆当施設は入所者様の安全と事故防止、事故発生時の早期発見を目的とした見守り対策として、共用部分に録画機能付きのカメラを設置しています。

目　　的	入所者様の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的とします。
設置場所	カメラ・・・・廊下、食堂、デイルーム等の共用部分
	モニター・・・相談員室
画像管理	録画した画像は２週間経過後、順次上書きされます。
画像利用	①画像の利用は安全上の使用目的の範囲で行います。
	②画像から知り得た情報の使用等については個人情報保護規定に準じます。

４　職員の配置　　職員の配置については、指定基準を遵守しています。

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として次の職種の職員を配置しています。

なお、介護職員・看護職員は、入苑者に対して３対１の配置をしています。

また、介護職員は、常時４人以上を配置しています。

施設長（管理者）	１名	
生活相談員	３名	
介護職員	４２名	
看護職員	６名	
機能訓練指導員	１名	
管理栄養士	３名	（うち１名は地域密着型特別養護老人ホーム第２大洞岐協苑と兼務）
介護支援専門員	１名	（生活相談員と兼務）
医師	３名	（非常勤）

５　介護職員等の勤務時間

介護職員	早番	７時１５分	から	１６時１５分まで
	早番Ｂ	８時００分	から	１９時００分まで

	日勤	８時３０分	から	１７時３０分まで
	遅番	１０時００分	から	１９時００分まで
	遅番Ｂ	１１時００分	から	２２時００分まで
	夜勤	１６時００分	から	翌日の１０時００分まで
	夜勤Ｂ	２１時３０分	から	翌日の８時３０分まで
看護職員		７時４５分	から	１８時４５分まで
その他の職員		８時３０分	から	１７時３０分まで

医師	内科	毎週　２回、	精神科医	月　１回

6　当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して次のサービスを提供します。

⑴　利用料金が介護保険から給付される場合
⑵　利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

⑴介護保険の給付の対象となるサービス　（介護保険負担割合による）

①　サービスの概要

ア　食事（食費のうち「食材料費」と「調理費」は自己負担となります。）

当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況を考慮した食事を提供します。

ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

食事時間　　朝食　８時から　　昼食　正午から　　夕食　１８時から

☆ただし、外出等により食事時間から１時間を超過(朝食：９時以降　昼食：１３時以降、夕食１９時以降)した場合、衛生管理の都合上食事の提供を行い兼ねますので、ご契約者にて準備をお願いします（お弁当などでも可)。

イ　入浴

週に２回以上入浴又は清拭を行います。寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

ウ　排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

エ　機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

オ　健康管理

医師や看護職員が、健康管理を行います。

カ　その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
・毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

(2)　サービス利用料金（１日当たり）

別表１－１の単位表を基に計算した要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費・食費に係る自己負担額の合計金額(別表２－１、２－２)をお支払いください。

☆　新入苑者については３０日間及び３０日を超える病院等に入院後再び入苑した場合、初期加算として３０日の期間について、１日につき３０単位が加算されます。また、医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合、1食につき６単位が加算されます。

☆　岐阜市の地域区分が６級地であることから、１単位が１０．２７円で計算されます。

☆　ご契約者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、償還払いとなる場合には、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆　介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆　入苑者が入院又は居宅等に外泊を認められた場合には、１か月に６日を限度に所定の利用料に代えて１日につき２４６単位の利用者負担となります。

☆　居住費、食費については、ご契約者の申請に基づき所得状況等により保険者が発する「介護保険負担限度額認定証」の提示により、(別表３)のとおりの負担となります。

(3)　介護保険の給付対象外サービス

別表１－２に記載する項目の利用費用は全額がご契約者の負担となります。

(4)　利用料金及び費用のお支払い方法

前記の利用料金等は、１か月ごとに計算し、契約者は翌月の末日までに次のいずれかの方法でお支払いください。

①　指定口座へ振込みの場合

岐阜信用金庫　芥見支店　普通預金　口座番号　第１０７０２５５番

社会福祉法人岐協福祉会　大洞岐協苑　理事長　林直康

②　金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用の銀行等をお届けいただきます。

③　窓口払い

岐協苑の事務所の窓口にてお支払いただきます。

7　入苑中の医療

契約者が医療の必要になった場合には、協力病院である河村病院、又は森清クリニックにおいて診療や入院治療を受けることができます。

①　医療機関の名称　　医療法人社団カワムラヤスオメディカルソサエティ河村病院

所在地　　岐阜市芥見大般若１丁目８４
診療科　　内科、神経内科、外科、脳神経外科、耳鼻咽喉科等

② 医療機関の名称　森清クリニック
所在地　　岐阜市七軒町１５-５　七軒町ビル２F
診療科　　精神科

8 契約者は、次に掲げる事由に該当した場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退苑していただきます。

① 要介護認定によりご契約者が要支援又は非該当と判定された場合
② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむをえない事由によりホームを閉鎖した場合
③ 施設が滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑤ ご契約者から退苑の申し出かあった場合

9 ご契約者からの退苑の申し出

ご契約者から当施設からの退苑を申し出ることができます。この場合には、退苑を希望する日の７日前までに解約届書をご提出してください。

ただし、次の場合には、即時に解約・解除し、施設を退苑することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
③ ご契約者が入院した場合
④ 事業者若しくは介護職員等が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
⑤ 事業者若しくは介護職員等が守秘義務に違反した場合
⑥ 事業者若しくは介護職員等が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は、著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合おいて、事業者が適切な対応をとらない場合

10 事業者からの申し出により退苑していただく場合

次の事項に該当する場合には、当施設から退苑していただくことになります。

① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② ご契約者が、利用料金及び費用を６か月以上遅延した場合
③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又は介護職員等もしくは他の利用者等に生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

④　ご契約者が、連続して３か月以上病院等に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。ただし、ご契約者が、入院後概ね３か月以内に退院すれば、退院後も再び岐協苑に優先的に入苑できるよう努めるものとします。

⑤　ご契約者が、他の介護保険施設に入所した場合

⑥　ご契約者が当施設の定める禁止行為に対し注意するも再三にわたり違反した場合

11　身元引受人

①　ご契約者は、家族等を代表する身元引受人を１名届けていただきます。

②　身元引受人は、ご契約者の施設サービス計画の内容に対する希望、変更等必要な場合には意見を述べていただくこと、及び当苑からの連絡、案内等に対応するとともにご契約者の退苑に際して、身元を引き受け、残置物がある場合には引き取っていただきます。

12　秘密の保持等

職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入苑者又はその家族の秘密を漏らしません。また、他の業務に従事することとなった場合、及び退職後においても同様とします。

居宅介護支援事業者等に対して、入苑者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入苑者又はその家族の同意を得るものとします。

13　緊急時等の対応

契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関（医療法人社団カワムラヤスオメディカルソサエティ河村病院）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

14　事故発生時の対応

入苑者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、関係市町村、入苑者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

入苑者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、当苑の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

15　苦情の受け付け

(1)　苦情の受け付け担当者

特別養護老人ホーム大洞岐協苑　入所サービス課長　波多野千波

受付時間　午前９時から午後５時まで（土日祝日を除く）

(2)　苦情解決第三者委員　　松原　鈴枝（元民生委員）

電話番号　　０５８－２４３－３３４６

受付時間　午前９時から午後５時まで（土日祝日を除く）

(3)　下記においても苦情相談を受け付けております。

・ 岐阜県運営適正化委員会(社会福祉法人　岐阜県社会福祉協議会内)

岐阜市下奈良２丁目２番１号
岐阜県福祉・農業会館
電話番号　０５８－２７８－５１３６
受付時間　午前９時から午後５時まで（土日祝日を除く）

・ 岐阜県国民健康保険団体連合会　介護・障害課　苦情相談係
岐阜市下奈良２丁目２番１号
岐阜県福祉・農業会館
電話番号　０５８－２７５－９８２６
受付時間　午前９時から午後５時まで（土日祝日を除く）

・ 岐阜市役所介護保険課　支援係
岐阜市司町４０番地１
電話番号　０５８－２１４－２０９３
受付時間　午前８時４５分から午後５時３０分まで（土日祝日を除く）

住所が、岐阜市以外の方は、それぞれお住まいの市町村にお尋ねください。

以上指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、重要事項の説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

特別養護老人ホーム大洞岐協苑

説明者　職名

氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意します。

利用者　住所

氏名

〈代筆が必要な場合の理由〉

代筆者　住所

氏名

（ご関係　　）